

福祉人材確保のプラットフォーム構築モデル事業実施業務に係る 企画提案募集要領

1 概要・目的

介護事業所等における介護人材確保や生産性向上等について、福井県内で地域差や地域固有の課題も存在することから、人材確保・生産性向上等の対策を効果的に進め、さらには、地域の実情に応じた対策の具体化を検討するため、県が開催する「医療・介護連携会議」の一部を福祉人材確保のプラットフォームとして位置づけ、人材確保・生産性向上等の対策を議論し、介護人材確保等を促進

2 業務概要

(1) 業務名

福祉人材確保のプラットフォーム構築モデル事業実施業務

(2) 業務内容

福祉人材確保のプラットフォーム構築モデル事業実施業務仕様書（以下、仕様書）のとおり

(3) 委託契約金額の上限

10,000,000円（消費税および地方消費税を含む。）

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 企画提案書を提出するものに必要な資格および参加申込書の提出

(1) 応募対象者

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
- イ 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと
- ウ 参加資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- エ 福井県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと
- オ 法人税、消費税および地方消費税の未納がないこと
- カ 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること
- キ 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること
 - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ク 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと

- ケ 企画提案審査会前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと
- コ 福井県から訴えを提起されていないこと
- サ その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること

(2) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書を提出すること。

① 提出期限	令和8年6月25日(木) 17時まで(必着)
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	本要領の「7 問合せ、書類提出先」に同じ。
④ 提出書類	(1) 企画提案参加申込書(様式1号) (2) 企画提案参加資格誓約書(様式2号) (3) 企画提案参加事業者の会社概要、事業内容等が分かる書類(様式任意) (4) 直近2期分の決算報告書(貸借対照表および損益計算書)の写し (5) 福井県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の滞納がない旨の証明書 (6) 国税の納税証明書(法人税、消費税および地方消費税) (7) 商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し (8) 提案を求める業務と同種または類似業務を履行した実績(様式3号) (9) 役員等名簿(様式5号)
⑤ 提出部数	1部
⑥ その他	参加申込書提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案を辞退しても、今後、当該辞退による不利益な取扱いはしない。

(3) 応募資格審査の結果通知

上記(2)により企画提案参加申込書を提出したのものについては、応募資格要件を審査し、その結果を令和8年6月30日(火)までに通知する。

4 質問および回答

本業務に関する質問は、質問票(様式第4号)により、令和8年6月25日(木)までに福井県長寿福祉課あて、電子メールにて提出すること。

質問に対する回答は、令和8年6月30日(火)までに、電子メールにより参加者全員に対し通知する。ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

5 企画提案書の提出

① 提出期間	令和8年7月7日(火) 17時必着
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	本要領の「7 問合せ、書類提出先」に同じ。
④ 提出書類	企画提案書(A4サイズ、様式は任意(白黒、カラーどちらも可)) 記載事項については別紙1「企画提案書記載項目」と相対できるよう整理して記載してください。
⑤ 提出部数	正本1部、副本6部(紙ベースで提出してください。)
⑥ その他	提出後における企画提案書の追加および変更は認めません。

6 委託先候補者の選定等

(1) 選定方法

福祉人材確保のプラットフォーム構築モデル事業実施業務選定審査会（以下「審査会」という。）においてプレゼンテーション（ヒアリングを含む。）による審査（オンライン）を実施する。なお、災害等不測の事態の発生等により書面審査となる可能性もある。

プレゼンテーションを実施する日時および会場については、別途参加者に対し電子メールにより通知する。

(2) 審査方法

審査会では、審査基準に基づき、企画提案内容について公正な審査を行う。審査会での審査において、最も評価の高かった提案者を委託先候補者として選定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらず応募者全員に書面にて通知する。なお、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

7 問合せ、書類提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県 健康福祉部 長寿福祉課 介護サービスグループ

電話 0776-20-0332

FAX 0776-20-0713

電子メール hokaisei@pref.fukui.lg.jp

（土・日・祝日を除く、9時から17時まで）

企画提案書記載項目

企画提案書には以下の項目について具体的に記載すること。なお、様式は任意とするが、様式サイズはA4とし、次の1から4を一体として綴ること。

1 企画提案の内容

(1) 福祉人材確保のプラットフォーム構築モデル事業 事務局設置・運営

- ・事業の円滑な実施に向けて、事業実施や「福祉人材確保プラットフォームプロジェクトチーム」を運営等する事務局設置について提案すること
- ・事務局は、下記の業務を実施すること
(業務内容)
 - ・県との連絡調整をすること
 - ・県が開催する「医療・介護連携会議」および、これと連携する「地域医療構想調整会議」における協議に資するよう、福祉人材確保（テーマ区分：人材確保、生産性向上、魅力発信等）の視点を踏まえ、かかりつけ医機能報告制度に基づくデータ等を適宜活用した分析資料および会議用参考資料の作成および作成支援を行うこと
 - ・本業務は、会議当日の運営、ファシリテーション、参加者調整、人員派遣等を含まない後方支援業務に限定するものとし、受託者は、県職員による会議運営を前提に、データ整理・分析、論点整理、資料作成等を行うこと
 - ・作成する資料については、かかりつけ医機能（在宅医療、入退院支援、介護保険施設との連携等）と、それを支える福祉人材の確保・配置・業務負担との関係性が把握できるよう整理すること
※下記（2）・（3）や「福祉人材確保プラットフォームプロジェクトチーム」議論を踏まえて資料を作成すること。なお、下記（2）・（3）の議論の結果については、県が提供する。
※作成資料数については、「医療・介護連携会議」および「地域医療構想調整会議」の開催スケジュールに応じて、変動する可能性があるが、最大7回分を想定すること
(6エリア共通資料1回+各エリア資料6回)
- ・当該事業の進捗管理をすること

(2) 現状把握・課題整理

- ・「医療・介護連携会議」における「福祉人材確保プラットフォームプロジェクトチーム」で各エリア固有の課題に応じた人材確保、生産性向上、魅力発信等の今後の施策の方向性、施策内容等を議論するため、各エリアにおける現状および課題の把握・整理について提案すること。
- ・現状および課題の把握・整理にあたり、下記の調査を実施すること。なお、任意対応事項への対応可否について合わせて提案すること。

(調査内容)

- ・各エリアにおける既存施策、関連データ、会議体の状況等に関するデスクトップ調査
- ・関係市町や各エリアの介護事業所等へのヒアリング調査
※詳細な調査内容等については、県と協議の上、決定すること
- ・調査結果に基づき、各エリアにおける課題構造、ボトルネックを整理の上、「福祉人材確保プラットフォームプロジェクトチーム」において議論・検討すべきテーマ・論点を人材確保、生産性向上、魅力発信等のテーマごとに整理・設定すること
- ・現状把握および課題整理にあたっては、福祉人材確保に加え、かかりつけ医機能報告データにより把握される医療機関の在宅医療対応状況、訪問看護等の連携状況、介護保険施設との関与状況等を参考指標として活用し、医療・介護連携を支える福祉人材の不足・偏在・業務負担が、地域の医療提供体制に与えている影響を整理すること。
- ・特に、入退院支援、在宅療養の継続、介護施設における医療的対応の場面において、医療側機能の発揮に福祉人材がどのように関与しているか（またはボトルネックとなっているか）を可視化すること。

(調査における任意対応事項)

- ・現状把握や課題整理の参考となる「居所変更実態調査」の実施を検討すること

(居所変更実態調査について)

- ・任意対応事項である本調査（居所変更実態調査）の実施可否について、企画提案書に明確に記入すること。
- ・実施可能な場合は、厚生労働省等による本調査の説明動画やマニュアル等の趣旨を正しく理解したうえで、提供されている自動集計ツールや雛形等を活用すること。あわせて、県から提供されるデータを用いた対象施設の抽出および名寄せ（事業所番号での重複排除等）の手順を含め、受託者および調査対象施設の労力やコストを抑えつつ、約390施設（見込み）の対象に対して回収率100%を目指すための具体的な実施手法・スケジュールを提示すること。
- ・あわせて、本調査で得られるデータ（施設における入退去の流れ、看取り件数、医療的処置の対応状況等）を、ヒアリング調査等の結果とどのように組み合わせ、本事業のテーマである「人材確保・生産性向上・魅力発信」や「在宅医療・介護連携の推進」に向けた課題整理・ロードマップ作成に活かすのか、具体的な仮説や分析のアプローチ（活用例）を提案すること。

(3) 介護現場革新会議とプロジェクトチームの連携

- ・県が開催する「福井県介護人材確保対策協議会・介護現場革新会議」と連携し、「福祉人材確保プラットフォームプロジェクトチーム」の円滑な運営について提案すること
- ・上記の会議およびプロジェクトチーム双方において、議論・検討の内容を報告するなど、情報共有を行い、双方の議論・検討の活性化を図り、多くの意見を集約すること

(4) 「福祉人材確保プラットフォームプロジェクトチーム」の議論を踏まえたロードマップの作成

- ・「福祉人材確保プラットフォームプロジェクトチーム」の議論を踏まえて、県内6エリアにおける人材確保、生産性向上、魅力発信等のテーマごとのロードマップを作成について提案すること

(5) 評価指標の設定

- ・「福祉人材確保プラットフォームプロジェクトチーム」における取組が効果的に推進されるよう、取り組みの目的や内容に応じた評価指標を設定について提案すること。なお、評価指標の設定に当たっては、県において検討している「第10期福井県介護保険事業支援計画」の内容を踏まえること
- ・また、福祉人材確保や生産性向上に関する取組が、かかりつけ医機能（在宅医療、入退院支援、介護施設連携等）の発揮にどのように寄与したかを間接的に把握できる観点を含めること

(6) 成果の整理及び報告書の作成

- ・本事業における取組の内容および成果について整理し、報告書として取りまとめについて提案すること
- ・本仕様書における当該委託業務は、「福祉人材確保」を切り口に、かかりつけ医機能報告データ等を活用しながら、医療・介護連携会議の議論・意思決定をデータと資料で下支えする後方支援業務」としても位置付けるものである。

2 経 費

- ・予算額10,000,000円（消費税および地方消費税を含む。）を上限として業務に関する費用の概算額およびその内訳を詳細に記載すること。

3 事業実施のための組織体制

- ・責任者、各業務の担当者等の構成、人数、業務従事予定者の略歴（氏名・役職、本業務に関するこれまでの経験）等について体制図を用いて、責任者等を具体的に記載すること。
- ・これまでの実績やノウハウ、知識など、提案内容の実現可能性が判断できるよう記載すること。

4 事業スケジュール

- ・契約からの全体スケジュールが分かるようにすること。